平成２３年（フ）第１０３号
宮城県角田市梶賀字一里壇北53番地１　コーポかじか三番館102号
債務者　高橋　恵子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第１０８号
宮城県柴田郡大河原町字新東27番地８　Ｖコーポ池田203号
債務者　熊谷　勇治
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第３８０号
秋田市南通亀の町10番37号
債務者　菅原名奈子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３８号
秋田県由利本荘市薬師堂字上原50番地
債務者　佐藤　佳史
１　決定年月日時　平成23年11月１日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第４８号
福島県相馬市塚ノ町２丁目８番地の８
債務者　木村　恵子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２３年（フ）第１７６号
福島県本宮市青田字羽山31、住民票上の住所福島県本宮市白岩字黒内305番地１
債務者　佐藤　武子
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１７８号
福島県田村郡小野町大字塩庭字二枚橋17番地
債務者　草野　静江
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第３３７号
千葉県八街市東吉田911番地９
債務者　安藤　和美
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３４７号
千葉県八街市八街へ199番地1322
債務者　佐野　　進
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３５１号
千葉県印西市瀬戸905番地１
債務者　浅利　　豊
１　決定年月日時　平成23年11月１日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２５９号
福井市冬野町第４号８番地
債務者　玉村千恵美
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７０号
福井県大野市陽明町３丁目1618番地、住民票上の住所福井県大野市友江第13号５番地６
債務者　村中久美子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３１６号
福井市成和１丁目601番地
債務者　島田　志麻
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４０号
福井市北四ツ居１丁目14番１号
債務者　村田　奈保
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
福井県鯖江市河和田町第11号７番地１
債務者　野瀬冴也香
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３４６号
福井県坂井市坂井町東荒井第42号18番地、旧住所福井県鯖江市御幸町２丁目６番17号
債務者　平オラワンこと　ＴＡＩＲＡ　ＯＲＡＷＡＮ
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５１号
福井市西方１丁目10番20号
債務者　岡田　勝憲
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３５２号
福井県鯖江市上氏家町第14号２番地７
債務者　小林真有子
１　決定年月日時　平成23年10月31日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年１月４日まで
福井地方裁判所民事部破産係